

情報提供日	平成 29 年(2017 年)5 月 12 日
問い合わせ先	生活福祉課 (担当: 鈴木、宮永)
	918-5028 (直通) 内線 (7750)

報道機関各位

生活保護費支給事務に係る不適正な処理事案の発覚について

今年度の人事異動に伴う事務引き継ぎを受けた際、前担当者であるケースワーカーの不適正な事務処理が多数発覚したことから、詳細について課内で調査を行い、当該ケースワーカーの不適正処理について確認ができた現時点での途中経過について、以下のとおり報告します。

1 不適正処理事案の概要

① 経過概況

4 月当初の事務引き継ぎ時に後任のケースワーカーが一部の不適正処理に気付いた後、当該ケースワーカーが担当していた被保護世帯全件(98 件)への対応状況を課内で検証した結果、保護費の決定等に影響があるケース (39 件)を確認しています。

問題のある処理については、保護費算定に必要な収入申告書や挙証資料等の書類が個々のケースファイルに綴られていない状態で保管されていたなど、必要な保護変更処理を怠っていたことにより起こったものです。

② 不適正処理により保護費に影響のある件数及び金額

継続調査中のケース(11 件)を除き、現時点で判明した件数及び金額は以下のとおりである。

◆**過支給ケース (保護費が過大に支給されていたもの) : 672,000 円 (26 件)**

【主な内容】

- ・給与や年金、児童扶養手当等の収入に変動があり、保護費の変更があるにも関わらず、適正な処理が行われなかったもの など。

◆**支給もれケース (保護費が過少に支給されていたもの) : 120,526 円 (13 件)**

【主な内容】

- ・臨時的な収入の認定や戻入処理が生じた場合に保護費と調整を図る「過払金」処理をしたケースにおいて、翌月以降にその収入認定を削除するべきものが、継続して収入認定されていたもの など。

2 当該者のケースワーカー担当時の状況

平成 26 年度入庁以降今年 3 月末まで生活福祉課でケースワーク業務に従事、4 月 1 日付で他部署へ異動。

当該ケースワーカーからの聴き取りでは、平成 27 年夏ごろに体調を崩し、その時期から業務の優先順位が付けられず、自身で判断がつかない事務処理等の問題を先送りする傾向に陥り、必要な保護変更処理や決裁が滞った、と話しています。

3 本件の対応について

確認できた世帯については順次説明に伺い、支給漏れについては追給する（現時点で手続完了）。返還に関しては、生活保護制度は、現時点における生活状況の維持が前提であることから、返還を求めないこととします。（別紙判例参照）

また、このことによる市の負担額増加分については、弁償の観点から適切な対応を検討します。

4 再発防止策について

本件を受け、全ケースワーカーから指導査察員（係長）への進捗状況報告を徹底するとともに、現在事務の取扱いについても精査をしているところですが、問題点等を明確にした上で、組織的な再発防止策をまとめます。

5 職員の処分について

不適正となった全対象件数について、調査が終わるまでに、職員室で処分について検討がなされます。